

## 皇學館大学と志摩市との包括連携に関する協定書

皇學館大学(以下「甲」という。)と志摩市(以下「乙」という。)は相互の連携により、地域の活性化と人材育成のために、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互の機能向上を図るとともに、地域の活性化と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携し協力するものとする。

- (1) 地域の活性化に関する事項
- (2) 地域人材の育成に関する事項
- (3) 教育の充実にに関する事項
- (4) 福祉の推進に関する事項
- (5) 地域の歴史や伝統文化の振興に関する事項
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(連携窓口の開示)

第3条 本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口を定め、必要な協議を行うものとする。

(秘密保持)

第4条 甲と乙は、本協定書に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく、第三者に対して開示漏えいまたは本連携目的以外に使用してはならない。

2 甲および乙は、本協定が次条に定める有効期限の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、甲と乙のいずれから改廃の申し入れがない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項、または本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、別に定めるものとする。

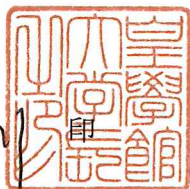
本協定締結の証として、本書を2通作成し、それぞれが署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和 3年 8月 27日

(甲)三重県伊勢市神田久志本町 1704 番地

皇學館大学  
学長

河野 訓



(乙)三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22

志摩市  
市長

橋爪 政吉

